



特別支援学校児童・生徒の健全育成の推進

障害のある児童・生徒のなかには、コミュニケーション能力や物事を見通す力の弱さ、社会経験の乏しさなどから、犯罪被害に巻き込まれてしまうことも少なくありません。また、地域の人々の障害についての理解が不十分なことから、地域社会の中でトラブルに発展してしまう場合もあり、まれに、児童・生徒が加害者となることもあります。

このリーフレットは、現実には起こっているトラブルの事例と、各地域での関係支援機関とのネットワークづくりの在り方を紹介します。



■窃盗に類するもの

放置自転車の無断使用、拾った携帯電話の不正使用などにより、トラブルとなることなどがあります。

■携帯電話の不適切なサイト利用

メールでの悪口、チェーンメール、プロフィールサイトでの誹謗中傷など、携帯電話の利用に係るトラブルなどがあります。

■暴力行為

思うように気持ちを伝えられないことから生じる暴力的な行為や衝動的な暴力などでトラブルとなることなどがあります。

■不法侵入

雨宿りのために塀を乗り越えて進入したり、登下校の近道として他人の家の軒下を使用したりしてトラブルとなることなどがあります。

社会的トラブル

■被害者としてのトラブル

下校途中に声をかけられ体を触られたり、知らない男性に下腹部を見せられたり、街で知り合った人に付きまといわれ、性行為を強要されたりすることなどがあります。

■加害者としてのトラブル

電車の中で女性の髪飾りが気になり触ろうとしたり、電車の隣の席に座っている人の顔をじっと見つめていたためストーカー行為と疑われてトラブルとなったケースなどがあります。また、携帯電話を利用して、一日に十数回のメールや写真付きメールを送り続けたケースもあります。

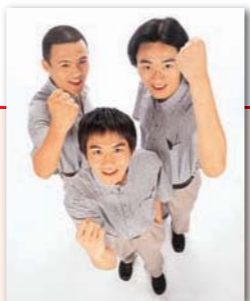
性的トラブル

消費者トラブルには、商品購入に関するトラブルや、インターネットでの有害サイトへの接続などでのトラブル、クレジットに関するトラブル、販売方法に関するトラブル等があります。

在学中の生徒は18歳未満であり、各種の契約に関しては保護者の同意書等が必要であるため消費

者トラブルの被害に遭うことは少ないかも知れません。

しかし、卒業後、企業等に就職すると、未成年であっても保護者の同意なしに契約できる場合もあります。被害の未然防止には、在学中にしっかりと指導しておく必要があります。



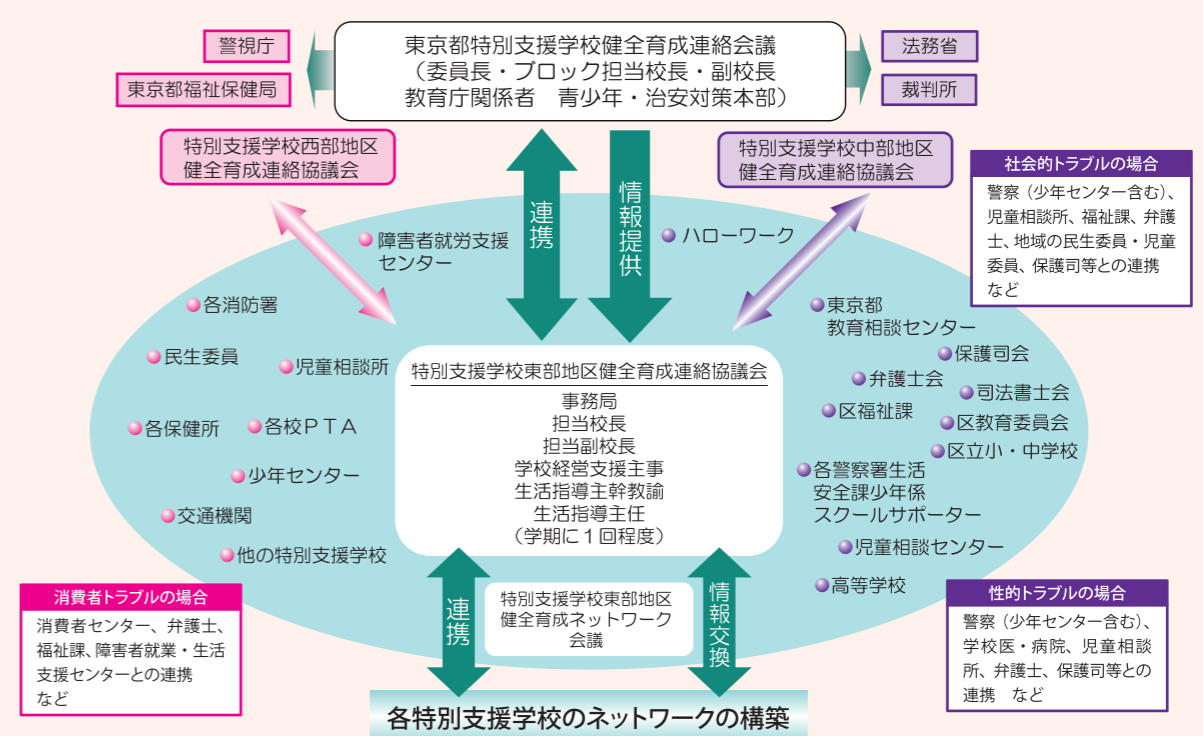
消費者トラブル

地域の健全育成ネットワークの構築

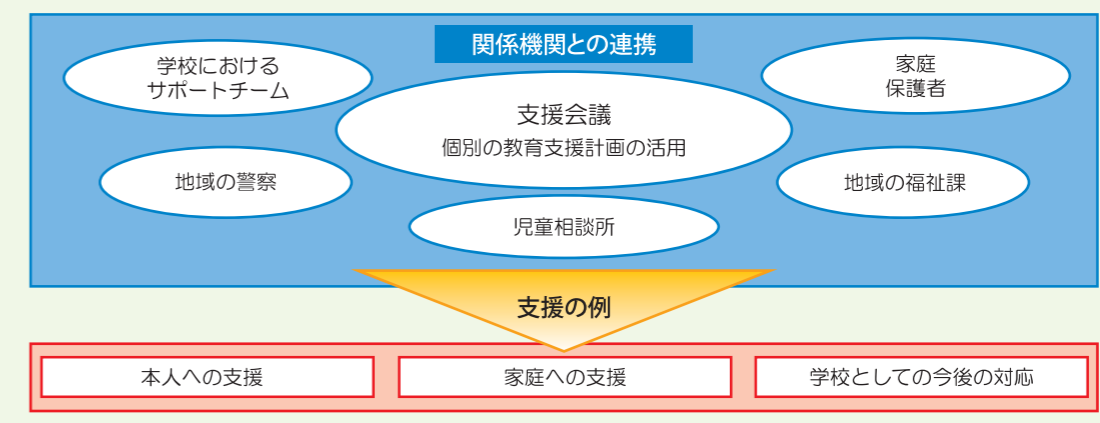
学校での生活指導には、担任等による対応で解決できるケースもあれば、関係支援機関との連携が必要となるケースもあります。児童・生徒を取り巻く関係支援機関との連携を図ることで、児童・生徒の様々な面での支援が整い、解決に向かうケースも増えています。学校は、児童・生徒や地域の実態に応じて関係支援機関との連携を図り、問題解決に努めていくことが重要です。

東京都教育委員会は、学校経営支援センターが管轄する学校の地域ごとに、健全育成のためのネットワークを構築し、関係支援機関と連携した児童・生徒の支援の輪を広げていきます。

東部地区の例 迅速かつ効果的に対応するために特別支援学校間や関係支援機関とのネットワーク構築が必要です



校内での対応例 ネットワークの役割 ▶ 予防対策の充実・トラブル対応・情報交換



関係支援機関等の支援者による支援会議を実施することで、児童・生徒一人一人に応じたきめ細かな支援体制を構築していく機会になるとともに、その支援体制は、地域生活でのトラブルを未然に防止し、さらにトラブルに巻き込まれた時のサポートチームとなっていきます。